

開催
案内

信書便制度説明会

～信書便の利用で経費削減・業務拡大を～

平成26年 11/26 (水)

津山男女共同参画センター

会場：「さん・さん」学習と発見の部屋

住所：岡山県津山市新魚町17

アルネ・津山5階

第1部14:00～15:10

『信書便制度の概要』

講師：総務省中国総合通信局 信書便監理官

- 内容：レセプト、通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのか、信書便の利用方法は、といった問合せが中国総合通信局に寄せられています。ここでは、信書の定義や信書便法の概要、信書便制度の仕組みを説明いたします。

『文書集配の委託事例』

講師：総務省中国総合通信局 信書便監理官

- 内容：文書集配業務を信書便事業者に委託している中国地域の利用例を中心に説明いたします。

———休憩———

第2部15:20～16:00

『信書便事業の参入手続き』

講師：総務省中国総合通信局 信書便監理官

- 内容：平成15年4月の制度創設以来、全国で422者（岡山県で8者）が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入が見込まれる事業者を対象に許可申請手続や許可後の手続を説明いたします。

申込方法：参加を希望される方は11月18日（火）までに、団体名、住所、氏名をFAX、又は E-mail によりお申込み下さい。第1部のみの参加も可能です。定員は30名（先着順）です。（参加費：無料）

申 込 先：総務省中国総合通信局 信書便監理官 岡田

〒730-8795 広島市中区東白島町 19 番 36 号

電話：082-222-3400 FAX：082-221-0075 E-mail：chugoku-shinsyobin@soumu.go.jp

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/index.html>

主催：総務省中国総合通信局